

平成24年度 建築基準整備促進事業

21.基準整備に関するニーズ・シーズ把握に関する検討
調査報告

一般社団法人 建築性能基準推進協会

はじめに

調査の目的

建築基準法の技術基準については、研究や技術開発の進展等に応じて、見直しを継続的に行う必要がある。そのため、民間事業者等からの建築基準改正提案の受付・整理、分析を行い、民間における基準改正ニーズ・シーズを把握することが目的である。

調査の概要

広く民間事業者等から建築基準に関する見直し提案を受け・整理し、必要に応じてヒアリングを実施・整理した。また、これについての基準見直しのための検討を併せて行った。

調査の項目

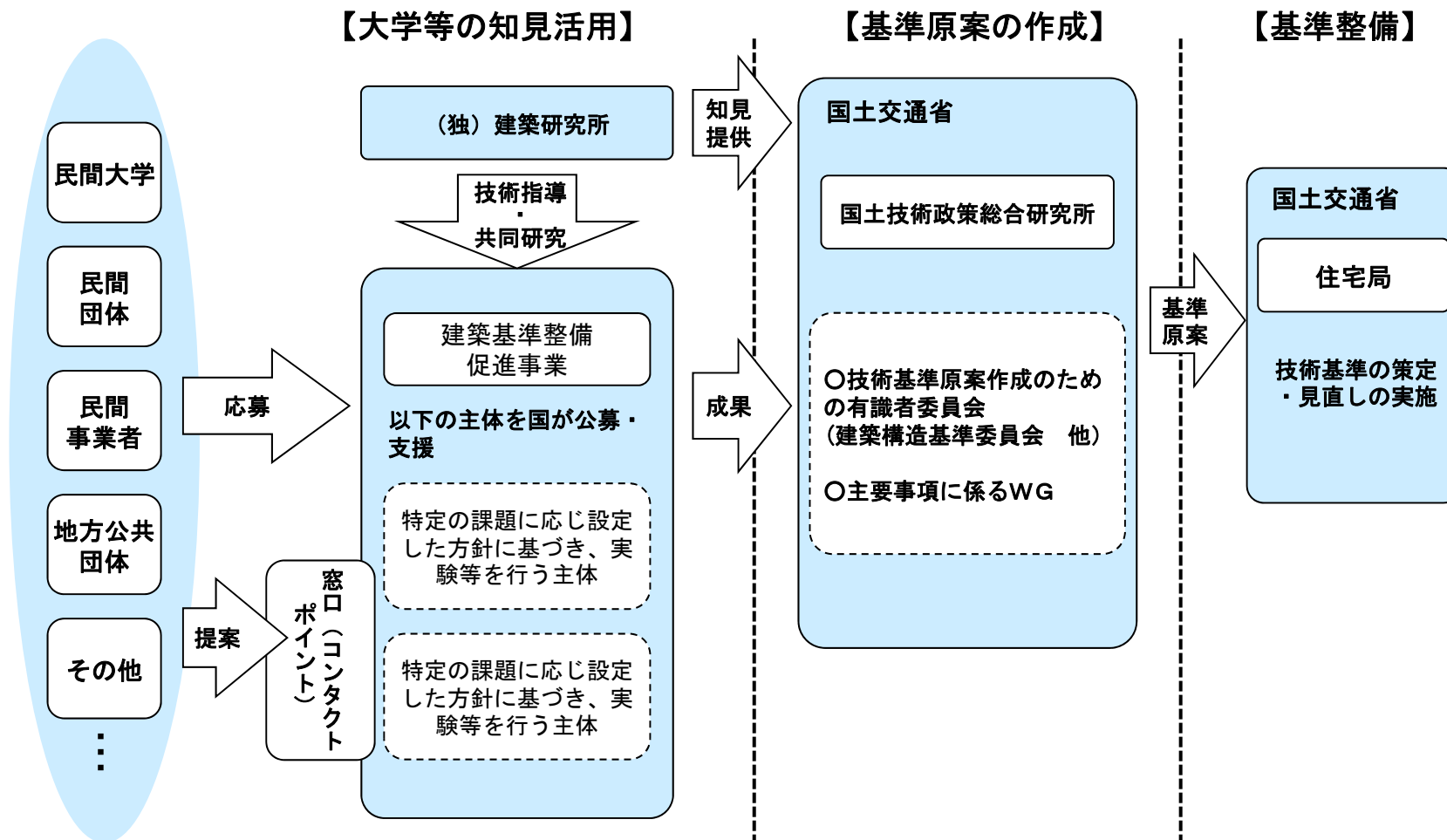
(イ) 基準改正提案の受付と整理等

広く民間事業者等からの建築基準法令上の技術基準（性能評価・試験方法等を含む）に関する技術的提案を受け付け、建築基準の見直し事項の整理を行う。これらについて、国土交通省と協議の上、有識者、実務者等による技術基準原案作成に必要な検討を行うための作業体制を設置、運営する。また、本事業による過年度の成果について、必要に応じて追加的検証を行う。

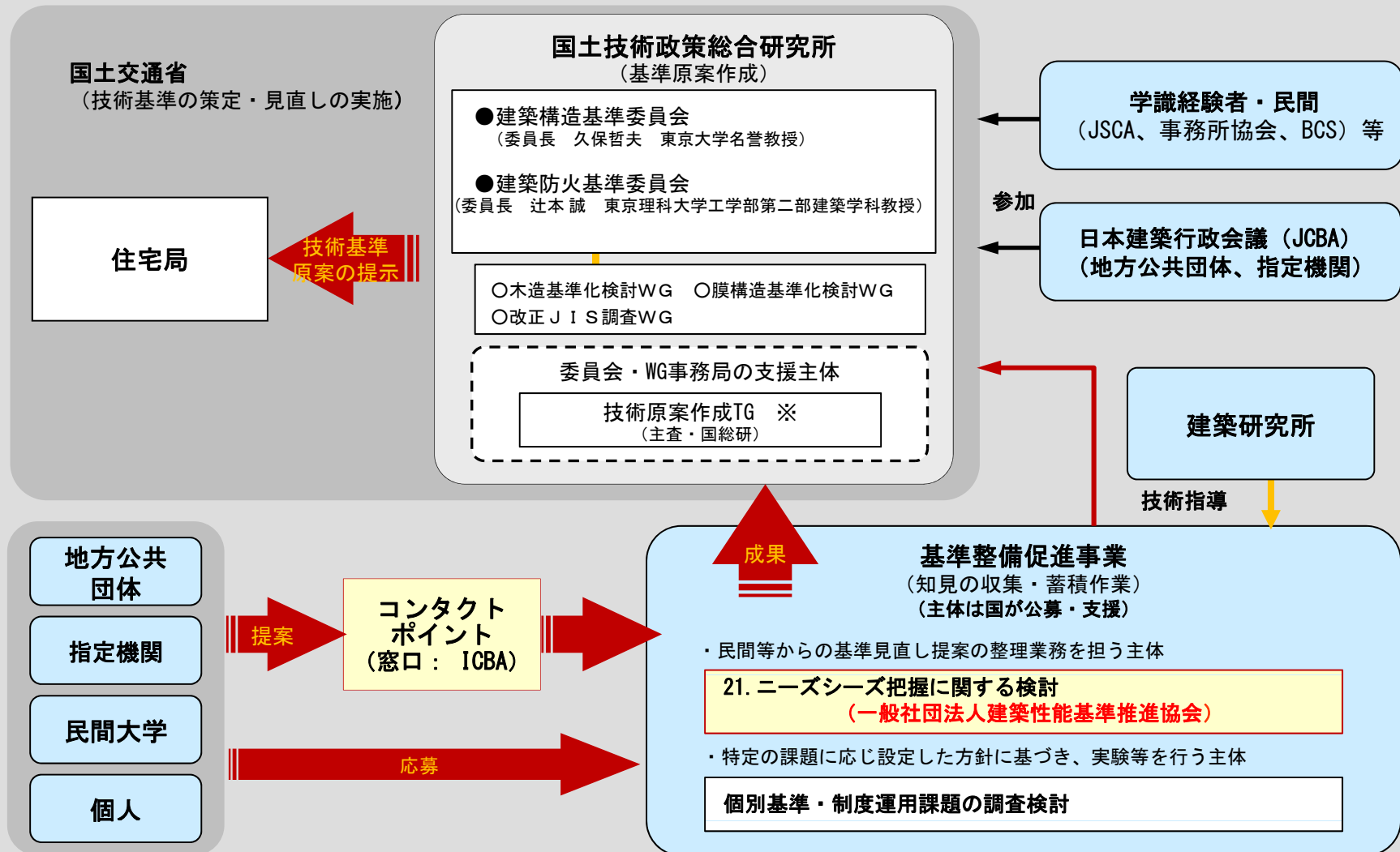
(ロ) その他

(イ) の基準改正提案についての検討結果を整理し、次年度以降に必要な検証内容を抽出する等により、次年度の本事業の課題設定に関する予備的調査を行う。

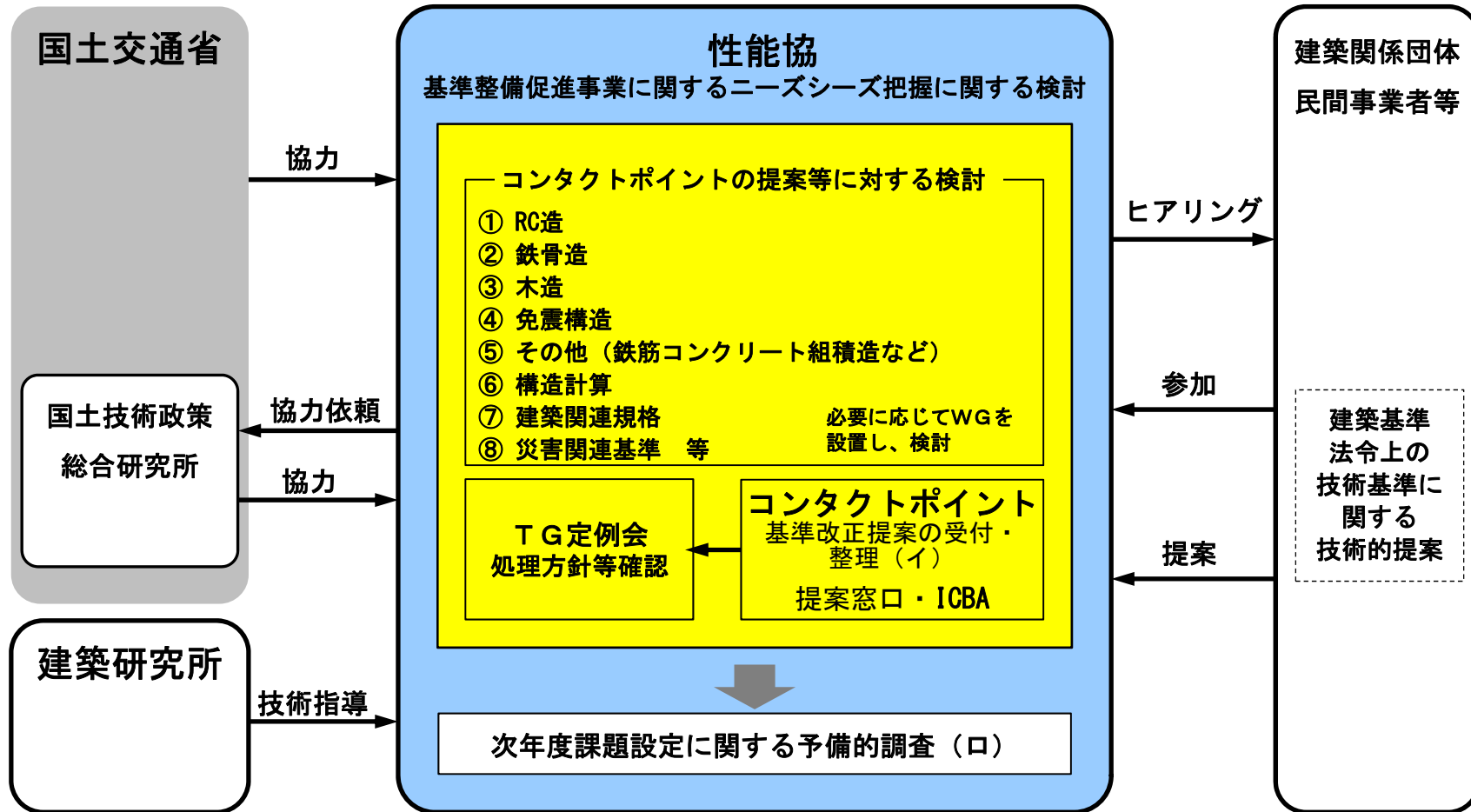
建築関連技術基準の検討体制



平成24年度 建築基準整備体制



調査フロー

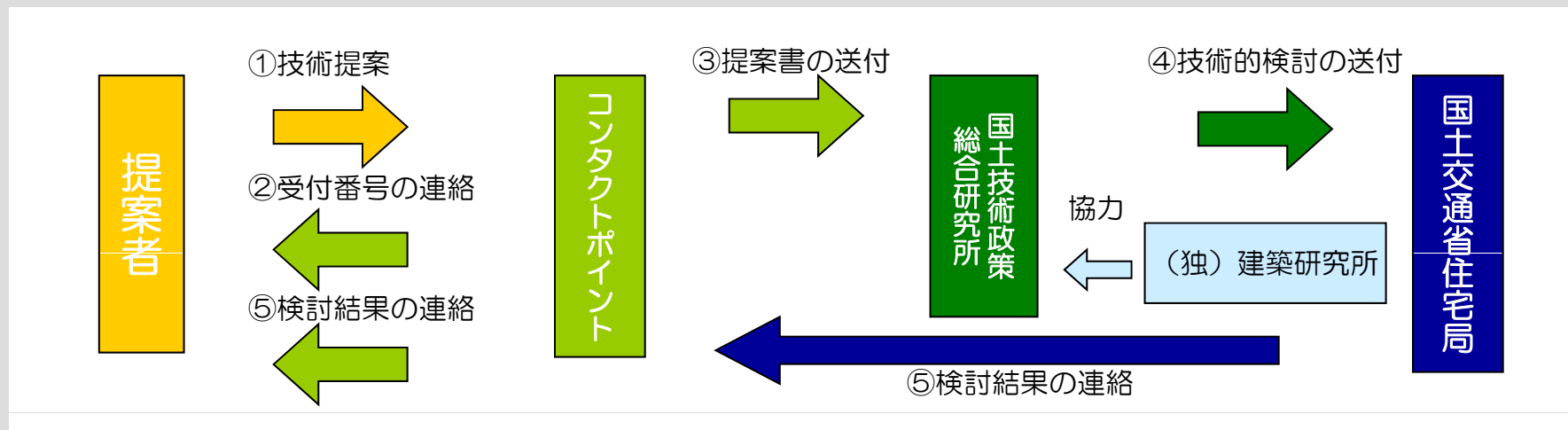


基準改正提案の受付と整理等

調査の進め方

基準改正提案の受付と整理については、従来よりICBAで行なっているコンタクトポイント専用システムを活用。

基準見直しに関わる各種提案の整理等については、その対応方法等について検討を行うTGを設置して行う。さらに、コンタクトポイントの個別提案等に係る技術的な検討が必要な事項については、内容に応じて個別のWGを設置する。



基準改正提案の受付と整理等

提案項目

| | | | | |
|------------------------|----------|--------|---|-----|
| 提案年月日 | 平成 年 月 日 | | | |
| 提案名 | | | | |
| 提案者氏名等 | 提案者氏名 | フリガナ | | |
| | | 氏名 | | |
| | 提案者連絡先 | 住所 | 〒 | |
| | | 電話 | | FAX |
| | | E-Mail | | |
| | 提案者所属 | 名称 | | |
| | | 住所 | 〒 | |
| | | 電話 | | FAX |
| | | E-Mail | | |
| | 関連法規等 | 法律名称 | | |
| 関係条文・告示等 | | | | |
| 提案内容 | | | | |
| 提案に係わる技術的根拠の主旨 | | | | |
| その他、補足説明、提案の非公表に関する希望等 | | | | |

(イ) 基準改正提案の受付と整理等

調査対象・調査状況

コンタクトポイント（提案受付窓口）に、2013年3月までに寄せられた民間等の技術提案のうち、検討をおこなった案件75件。

<建築基準法>

- ①構造（30件） RC造 9件、S造 9件、木造 7件、その他 5件
- ②防火（33件） 防耐火構造 10件、防火材料 1件、防火設備9件、
区画貫通 3件、耐火検証 3件、避難安全検証 6件、飛び火1件
- ③設備（1件） エレベーター1件

<住宅の品質確保の促進等に関する法律 他>

- ①構造の安定化3件／②火災1件／③劣化6件／④維持管理 1件／

平成24年度に受付けた新規提案は全9件であり、個別のヒアリングおよびWGを設置、運営する等により検討を進めた。

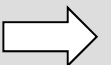
<注>過年度に検討を行ったもの、事業期間外にICBAの自主事業として受付および提案者へ回答を行ったものを含む。

検討終了案件と対応例

平成24年度中に、検討案件75件のうち30件が検討終了となり、提案者に検討結果について回答を行ったほか、2012年8月に行ったアンケートの結果、既受付1件について検討終了となった。

《検討終了案件》

| No | タイトル | 分野 |
|--------|--------------------------------|-----------|
| 030014 | 避難安全性能評価における設計火源の設定に関する検討 | 防火・避難安全検証 |
| 030039 | 避難安全検証法の煙降下時間<漏煙量の算定方法>について | 防火・避難安全検証 |
| 030040 | 避難安全検証法の煙降下時間<機械排煙>について | 防火・避難安全検証 |
| 030041 | 避難安全検証法の煙降下時間<天井高さ>について | 防火・避難安全検証 |
| 030042 | 避難安全検証法の避難時間(煙降下時間の計算方法)に関する検討 | 防火・避難安全検証 |
| 040004 | 居室避難安全検証法の一部見直し | 防火・避難安全検証 |



《 検討終了案件 》

| No | タイトル | 分野 |
|--------|--------------------------------------|---------|
| 030043 | 一般の室における第2種排煙設備の採用について | 防火設備 |
| 030044 | 扉開放が予想される非難経路における第2種排煙設備の採用について | 防火設備 |
| 030046 | 第2種排煙設備の見直し(付室の給気量) | 防火設備 |
| 030047 | 第2種排煙設備の見直し(漏れ量の設定方法) | 防火設備 |
| 030048 | 第2種排煙設備の見直し(排煙口の開口面積における条件の上限値) | 防火設備 |
| 030049 | 第2種排煙設備の見直し(排煙口の開口面積の定義) | 防火設備 |
| 030050 | 第2種排煙設備の見直し(給気口の位置) | 防火設備 |
| 070005 | 合成スラブに関する防耐火性能試験・評価業務方法書に関する提案 | 防耐火構造 |
| 070008 | 軒裏の準耐火性能試験・評価業務方法書に関する検討 | 防耐火構造 |
| 090002 | 防火構造、及び延焼のおそれのある部分の構造、に於ける室内側の仕様について | 防耐火構造 |
| 090004 | トップライト(排煙形)・スモークハッチの30分耐火性能認定書取得について | 防耐火構造 |
| 120001 | ボイドスラブの耐火性能評価試験について | 防耐火構造 |
| 090011 | 防火区画を形成する構造および当該区画を貫通する処理について | 防火・区画貫通 |
| 050004 | 薄板軽量形鋼造建築物における階数制限の見直し | 構造・鉄骨造 |



《 検討終了案件 》

| No | タイトル | 分野 |
|--------|---|--------|
| 070003 | 薄板軽量形鋼造の耐力壁の構造に関する提案 | 構造・鉄骨造 |
| 070007 | 薄板軽量形鋼造の耐力壁の構造に関する提案 | 構造・鉄骨造 |
| 090005 | 木造住宅用接合金物の使い方 | 構造・木造 |
| 090006 | 劣化の軽減対策等級3に係る外壁の軸組等に対する措置の追加 | 構造・木造 |
| 090007 | 劣化の軽減対策等級3に係る床下防湿措置の追加 | 構造・木造 |
| 100001 | 免震建築物の上部構造が木造である基礎高さとも造まで高さに関する基準 | 構造・木造 |
| 030052 | 非常用エレベーター乗降ロビーの性能基準について | 設備 |
| 070001 | エレベーター乗場ドア解錠用かぎ仕様の規定化 | 環境設備 |
| 090008 | 劣化の軽減対策等級3に係る浴室及び脱衣室の防水措置の追加 | 材料・耐久性 |
| 090009 | 劣化の軽減対策等級3に係る土台の追加 | 材料・耐久性 |
| 090010 | 省エネ法に定める住宅の次世代基準及び住宅性能評価方法基準の省エネ等級4の抜本的改正 | 省エネ |

以上、全31件

<注>過年度に検討を行ったもの、事業期間外に I C B A の自主事業として提案者へ回答を行ったものを含む。

■対応例その1

※対象案件 No.050004、No.070003、No.070007

平成24年国土交通省告示第1042号「薄板軽量形鋼造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件。」により、平成13年国土交通省告示第1641号の一部が改正された。

上記告示改正により、薄板軽量形鋼造における構造計算、階数制限に関する規制が緩和された。

平成24年9月24日 官報 第5891号より

○国土交通省告示第千四十二号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第八十条の二第一号の規定に基づき、薄板軽量形鋼造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件（平成十三年国土交通省告示第千六百四十一号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年九月二十四日 国土交通大臣 羽田雄一郎

前文中「指定する」を「指定し、並びに同号イの規定に基づき、建築物等の構造計算が、第十二第一号イに適合する場合においては、当該構造計算は、同令第八十一条第二項第一号イに規定する保有水平耐力計算と同等以上に安全性を確かめることができるものと認め、同号ロの規定に基づき、建築物等の構造計算が第十二第一号ロに適合する場合においては、当該構造計算は、同令第八十一条第二項第一号ロに規定する限界耐力計算と同等以上に安全性を確かめることができるものと認め、同令第八十一条第三項の規定に基づき、建築物等の構造計算が第十二第一号ハに適合する場合においては、当該構造計算は、同令第八十二条各号及び同令第八十二条の四に定めるところによる構造計算と同等以上に安全性を確かめることができるものと認める」に改める。

第一中「地階」を「薄板軽量形鋼造の建築物又は薄板軽量形鋼造と鉄骨造（薄板軽量形鋼造を除く。以下同じ。）、鉄筋コンクリート造その他の構造とを併用する建築物の地階」に改める。

第五第二号に次のただし書を加える。

ただし、一方向及び繰り返し加力実験によって確認された耐力壁の剛性及び耐力を考慮して、第十二第一号ハに定める構造計算（令第八十二条第一号から第三号までに規定する構造計算に限る。）を行った場合はこの限りでない。

第十一中「薄板軽量形鋼造と鉄骨造、鉄筋コンクリート造その他の構造とを併用する建築物（構造耐力上主要な部分である柱、横架材若しくは斜材又は耐力壁を薄板軽量形鋼造としたものを除く。）」を「一次のイからニまでのいずれかに掲げる建築物」に改め、第十一に次のように加える。

イ 地階を除く階数が四である建築物

ロ 最上階から数えた階数が四以内の階（以下「上層階」という。）を薄板軽量形鋼造とし、かつ、上層階以外の階を鉄骨造、鉄筋コンクリート造その他の構造とする建築物

ハ 上層階を薄板軽量形鋼造と鉄骨造、鉄筋コンクリート造その他の構造とを併用し、且、上層階以外の階を鉄骨造、鉄筋コンクリート造その他の構造とする建築物
ニ 薄板軽量形鋼造と鉄骨造、鉄筋コンクリート造その他の構造とを併用する建築物であつて、上層階以外の階における薄板軽量形鋼造の建築物の構造部分、建築物の自重、積載荷重、積雪荷重その他の鉛直方向の荷重を支えないもの又は上層階以外の階における構造耐力上主要な部分である柱、横架材及び斜材並びに耐力壁を薄板軽量形鋼造としないもの

第十二第一号ハ中「第三号」を「第三項」に改め、「平成十九年国土交通省告示第五百九十三号第一号に該当する建築物の場合に限る。」を削り、第十二第三号ロの表中「圧縮材」を「曲げ材」に改め、同号ハの表中「圧縮材の」を「曲げ材のウェブのせん断に対する」に改め、同号ホ中「接合部の」を「接合部におけるドリリングタッピンねじの軸断面に対する」に改め、同号ホの表中「0.4F」を「0.51(t2/d)F」に改め、第十二第四号ホ中「接合部の」を「接合部におけるドリリングタッピンねじの軸断面に対する」に改める。

■ 対応例その2

※対象案件 No.100001

住宅性能評価・表示協会HP内 Q & Aに公示

上記により、木造免震建築物における地盤面から基礎上端までの高さの評価方法が明確化された。

住宅性能表示制度Q&A、ガイドライン等

劣化の軽減に関すること

| | |
|------|--|
| タイトル | 木造免震建築物における地盤面から基礎上端までの高さ |
| 整理番号 | 3-029 |
| 質問 | <p>木造の免震建築物の地盤面からの基礎上端までの高さは、A寸法でよいか。 <3-1(3)イ①e></p> <p>A: 地盤面から基礎天端 B: 地盤面から土台(木造)下端</p> |
| 回答 | <p>劣化対策における基礎高さの基準は、土台等の木部の劣化を防止するために設けられています。従って、木造の免震建築物において、地盤面から基礎上端までの高さは原則Aとして評価しますが、架台を鉄骨とする場合はBとして評価することとなります。</p> |

(ロ) その他

本年度の(イ)の検討結果を踏まえ、下記のような、引き続き検証が必要な内容を抽出する等により、次年度以降の課題設定に関する予備的調査を行った。

＜次年度の課題設定に関する予備的調査＞

浮き上がりを生ずる架構について、保有水平耐力計算における取り扱いを検討すべきとの提案があり、転倒崩壊形となる場合の外力等を整理するためには、荷重増分解析等による解析的検討が必要となると考えられ、次年度本事業における課題設定にあたり、引き続き検討対象とすることが望まれる。

まとめ

本年度受付整理・調査を行った内容の中では、特に構造基準や防火基準の見直しに関する提案が多数であった。

これらの提案に対し、適宜TGおよびWGを設置、運営し検討を行った結果、本年度は薄板軽量形鋼造の構造方法に関する告示改正が実施され、規制緩和が図られた他、木造免震建築物における基礎高さに関する基準が明確化され、これについて周知を図る等の対応に至った。

この他にも、建築技術の進展や新開発に伴い、建築基準の見直しを求める声は多く、引き続き国土交通省の協力を得て、民間におけるニーズを常に把握し、整理検討していく必要性が認められる。